

食の安全を求める「生協改革」と運動の前進を

食品の偽装・不当表示の連続的発生に関する見解（案）

2002年4月10日 生協労連第344回中央執行委員会

BSE（伝染性海綿状脳症＝狂牛病）対策に乗じた雪印食品の牛肉の偽装・詐称問題に端を発し、次々に畜産業界全体の商品偽装・不当表示問題が起こっています。食品の偽装・不正表示問題は、畜産関係だけでなく、青果物・魚介類にまで発生しています。それは生協の産直や取引関係にも及び、各地の生協でその対応に追われるという事態となっています。直接に問題が発生している生協では、対応によっては生協の信頼の失墜、事業の後退ということにつながりかねません。食の安全・安心を求める生協運動と事業にとって、その真価が問われる事態となっています。

食の安全・安心と生協への信頼を裏切る一連の事態の発生は、生協で働く者、生協労働組合にとっても深刻に受け止めなければならない問題です。生協労働組合がこの事態の真相を究明し、不正を正し、再発を防止するために積極的に行動し、発言していくことが鋭く問われています。すでに、今回の一連の事態に直面した生協理事会から見解や声明が出され、日本生協連も声明を出しました。そして当該の生協労働組合では、執行部見解を出すなど具体的な対応がはじまっています。

中央執行委員会は、事態と対応が進行するもとの、早急に見解を出すことが迫られていることと、労働組合の政策づくりと運動展開の前進に活かせるものが必要であることから、本文書を作成しました。そのため本文書は、事態と対応の変化と進展、全国のなかまの取り組み状況を把握しながら、継続的に論議し深めていくこととし、「見解（案）」として出すこととしました。また、この間の事態は、BSEの発生と連続性を持っていますが、生協との関連で食品の偽装・不当表示の発生という事態を中心に捉えることとしました。全国のなかまの積極的な討論と、単組の政策づくりと旺盛な運動展開を期待します。

1. 食品の偽装・不当表示の発生をどう捉えるか

～私たちのたたかいをすすめるための基本的な視点～

（1）法律を遵守し、「誠実な姿勢」が求められる

この間発生している食品表示の偽装・不当表示問題は、①ブランド品・産直品をかたる産地偽装、②消費者の安全・健康志向につけこんだ農薬・抗生物質ゼロを偽装、③高鮮度を強調する賞味期限の書き換え、の3類型に大別されます。今回の一連の事態では、産地偽装については「JAS法」違反、農薬・抗生物質の虚偽表示は「景品表示法」と「不正競争防止法」の違反行為である疑いとなります。賞味期限の書き換えについては、法律違反の適用はむずかしいのですが、社会的道義的な責任問題としては極めて重いものです。「無薬・・・」という表示は任意表示であり、「食品衛生法」の表示義務には当たりませんが、化学的な妥当性はあるのかという検証が必要です。関連資料のなかで法律の解説をしていますが、食品表示に関する法律と監督官庁がバラバラで、法律上の規制も多岐にわたり、罰則規定も不十分であることから、抜本的な法律改正と監督行政の一本化が求められます。

また今回の一連の事態は、取引契約上の違反行為として、生協と産地・取引業者にたいし、民事上の「損害賠償請求」がすすめられはじめていますし、「詐欺」行為の

適用もあり得ます。生協にたいしても、法律上の違反の疑いがあることを根拠にして、生協組合員が訴えることもあり得ます。

このように、今回の一連の事態を法律的に見た場合、食品の表示義務と取引契約上の問題として捉えることができます。法律上の不十分さがあるとしても、法律にもとづいた事業・商品活動と産直・取引関係の構築がベースになります。私たちの日常のしごとでも法律を遵守し、「誠実な姿勢」の徹底が求められます。

(2) 財界と政府の戦略・腐敗構造の転換を

① 生産者を苦しめる「規制緩和」政策の進行

1994年12月、当時の細川政権は、生産者の怒りと不安、国民世論を無視し、アメリカや多国籍食品産業資本の強い圧力と要請に応じて、WTO協定の受け入れを決めました。WTO協定の受け入れ以来、日本は農畜産物の自由化を強制され、輸入品が急増しています。労働力価格の安い中国や東南アジアなどで急増する農畜産物の輸入は、国内の農畜産物との大きな価格差を生み出しています。国内の生産者には、この価格差を埋める努力が強いられ、営業とくらしが危機に瀕するという事態が進行しています。

政府は昨年4月に、余りに急激に中国からの輸入品が増大している、長ネギ・生シイタケ・豊表（イ草）のセーフガード（緊急輸入制限措置）を暫定発動しました。しかし昨年秋、小泉内閣は、本格発動を切実に要求する生産者の声と世論を踏みにじって、セーフガードつぶしを行いました。日本の食品産業資本や商業資本が、中国や東南アジアなどで海外生産し逆輸入する商品が、増大の一途をたどっています。小泉内閣は、日本の生産者より、多国籍資本の利益擁護を優先する立場にあると言わざるをえません。

BSEの発生に引き続く、今回の食肉を中心とする偽装・不当表示の発生という事態は、国内の生産者の危機をさらに深刻化させています。生産者と消費者・労働者が手を結び、財界の意を受け推進する小泉内閣の「規制緩和」路線にストップをかける共同のたたかひの前進が求められています。

② 業界と行政・自民党の癒着構造が根底に

一連の食品の偽装・不正表示の事態は、畜産に携わる生産者に責任があるわけではなく、ほとんどすべての生産者は「安全・安心」を求める肥育を日々追求しています。また、食肉の加工現場で働く労働者も、鮮度がいい「安全・安心」な食肉を提供しようと日々働いています。

しかし今回の事態は、「バレなければよし」とする食品産業・業界の不正を許す体質があることを示しています。新潟県の「魚沼産コシヒカリ」が生産量の数十倍流通していることは一般的に知れわたっていることですし、「松阪牛」や「黒豚」でも同様の実態があると言われていています。食品の偽装・不正表示にたいする法律と監督官庁がバラバラなことにも象徴されていますが、業界と行政・自民党との利権をむさぼる癒着構造が根底にあることを指摘しないわけにはいけません。この間の薬害事件やBSE対策での政府・行政の責任問題が露呈されるなどを見ると、その腐敗と癒着の構造の転換が必要なのは明らかです。

(3) 食品産業と業界の構造改革を求める社会的取り組みを

① 食品産業・業界の水準が問題に

今回の事態は残念ながら、消費者と生産者、加工職場で働く労働者を裏切る行為として、食品業界全体に蔓延している問題と捉えられています。なかでも食肉問題で不正が発生する要因として、(1)食肉原料の流通は部位別流通がほとんどであり、流通段階では個体ごとの識別がむずかしくなっていること。(2)食肉の偽装・不正表示は卸段階だけでなく、小売段階でも「肩ロースのうすぎりにバラ肉を混入させる」、「和牛

に輸入牛を挟み込んでスライスする」というようなことがあること。(3)牛肉のBSE問題から豚肉・鶏肉に消費が移行し、豚肉や鶏肉の産直品やブランド品の原料手配が間に合わなくなったことがあげられます。不正が発生する要因は、食肉だけに限ったものではありません。

これらの不正を生みやすい食品業界と流通の水準と体質を把握した上で、対策を打ってきたのかと言うことが、「産直」や取引に携わる双方の責任として問われます。

② 生協の事業は食品産業・業界の水準に規定される

食を中心とする生協の事業は、否応なくこのような食品産業と業界の管理水準、取引・流通水準に規定されます。だからこそ、生協の事業は「よりよいものをより安く」を追求し、業界の体質を変えていくことを求めてきたのです。そのためには、食品産業と業界の管理水準、取引・流通水準と体質についての認識を持つことが前提です。食肉の偽装・不正表示をはたらいた業者や生産者との取引を停止し、取引関係を変更したとしても、産業や業界の構造が変わらなければ同様のことが起こります。

生協も被害者であるという認識に、生協組合員は立ちません。この事件で、生協組合員から多くの批判が寄せられていることから、「販売者責任」を含む社会的な責任を自覚すべきです。生協労連では「生協改革」の推進を呼びかけていますが、生協自身が、生協組合員のくらしを守る社会・経済の構造的改革、食を扱う産業と業界の構造的改革に踏み込むことを志向していくことが求められます。

(4) 「情報公開」の徹底こそ歴史の進歩性

不正の発生という一連の事態は、内部告発・取引関係者の告発という行為で明らかになりました。政官の腐敗・癒着構造と同様に、食品産業と業界の腐敗・不正構造が、それを許さない勇氣ある行動によって明るみでたということです。食品産業や業界・企業に沈殿していた不正の体質が、内部告発という手段ですが、「情報公開」されたということは、人権と民主主義の前進と捉えられます。また、一連の告発が生協に寄せられていることから、生協にとっては大変な事態ですが、生協に告発すれば社会的に取り上げてもらえるという点があるのではと推測できます。

生協や生協労働組合の取るべき方向は、この歴史的な進歩性に依拠することが大事な視点です。

(5) 「科学的検証」にもとづく事業と業務水準のチェックを

生協組合員に責任を持って食品を扱う生協の業務水準と、それを具体的に保障する私たちの働き方の水準を改善していくことが求められています。今回の事態で明らかになった点で言えば、「欠品させてはならない」、「供給と利益の確保」という点が仕事の最大の関心事になっていたり、商品チェックや生産者・加工業者との関係がおろそかになっていたことが指摘されています。

消費者の視点で表示の重要性・必要性を、改めて「科学的に検証」することが重要です。特定の産地や動物の肥育過程など、従来の食品群と異なる努力をしている内容を表示することの意味を考えるべきです。特定の表示をすることが、その食品の品質として本当に従来品と異なるものかどうか、動物の肥育で飼料や動物用医薬品の管理が十分検証できるものなのかということ。最終的には消費者・組合員にとって優良誤認をさせず、しかも商品の選択として必要な表示であるかどうか、再度考え直す必要があります。商品の差別化を指向するあまり、過度なブランド化を求めてはいないかという反省点も生まれています。

また、食肉に関して言えば、商品企画で部位別バランスを考慮していないと、不足した部位を原料としている商品は、絶えず産直品やブランド品以外の肉の混入があり得ます。

(6) 生産と流通・消費をつなぐ社会的視点を

消費場面では生協組合員が被害者ですが、実際の経済的被害は、生産者、加工・卸企業で働く労働者、生協など小売労働者に及びます。今回の事態は、分断されている食品の生産と消費を結ぶ労働をつなぎ合わせる必要性を明らかにしています。労働組合がその視点に立って、生産者と加工・流通・卸労働者、小売労働者の連帯の促進に踏み込むことが求められています。同時に、労働組合として、消費者である生協組合員の要求に向き合い、生産と流通・消費をつなぐという社会的な視点で取り組むことの必要性を明らかにしています。

2 . 食の安全を求める社会的運動へ

～ 生産者と労働者・消費者の大きな共同の推進を～

(1) 生産・加工と流通・小売をつなぐ交流へ

財界と政府が推進する「規制緩和」政策が、日本の農業に従事する生産者の暮らしと営業の危機に陥れています。BSEと今回連続して発生している偽装・不当表示という事態は、国内の生産者に耐え難い打撃を与え、日本の農業のいっそうの衰退をもたらしかねません。

労働組合運動に求められるものは、この事態を直視し、生産・加工・流通・小売段階で働く生産者と労働者をつなぎあわせ、実態と要求の交流に足を踏み出すことです。生協労連の中央・地連・府県段階で、それらの生産者団体や労働組合役員との対話・懇談をすすめること。単組段階では、産直や取引関係のある生産者や加工企業で働く労働者・労働組合との対話をすすめること。生産者と労働者の実態を把握し、生産者の要求と私たちの要求を交流することが極めて大事になっています。中央では、5月に行う労働学校で、「食の安全」をテーマに記念講演を行います。また、労働組合や生産者組合などと共同のシンポジウムを開催できるよう準備をすすめます。

(2) 食品産業の不正体質の構造転換を求める運動を

食品の偽装・不正表示が次々と発生する事態は、国民・消費者の「食の安全」への不安と食品産業・業界の体質にたいする不信を大きく募らせています。生産と消費を結ぶ流通の不正体質は、業界と行政・自民党の利権による長年にわたる腐敗構造によって醸成されてきました。全国の生協では、生協組合員・消費者の要求にもとづく運動として、食品衛生法の改正運動をすすめています。食品の偽装・不正表示の事態は、この運動を食品の情報公開・安全基準の抜本的強化、管理・監督行政の一本化を求める運動へと発展させつつあります。政府がJAS法の改正に向けて動き始め、「BSE調査検討委員会」は「食品安全庁」の設立、「食品安全基本法」の制定を求めています。食品産業と業界の不正体質を構造的に転換する方向を明確にした運動提起が、生協と生協労働組合運動に求められています。

(3) 生協理事会は社会的な働きかけを

「食の安全を求める」構造転換をめざす運動は、生協のなかで運動をすすめるだけでは前進しませんし、生協経営が生協と産地・取引関係の問題として矮小化してしまつたら構造的な改革とはなりません。食品の生産と加工、流通と消費にかかわる社会的構造的改革を必要としているからです。生協経営自身が小売・流通の一員として自覚できるかどうかを試され、社会的に働きかけることが決定的に重要となっています。情報公開の徹底のもとでの商品流通と、適正な表示の義務化という課題の設定が必要

です。労働組合からその視点で理事会が運動をすすめるよう働きかけることが重要です。

(4) 生産者と生協組合員の交流促進を

生協が行う産直とは、生産者と消費者である生協組合員が、協同することによって商品を直接流通させることです。今回の事態では、産直品とは名ばかりで、生産者と消費者の交流ができていない、お互いに担当者同士の取引関係となっていることが指摘されています。しかし、交流が定期的にかなりな規模と頻度で行われているところでも偽装という事態が起きています。

ただし、担当者同士の取引関係となれば、「価格」と「数量」という世界になってしまう危険性があります。生産者と生協組合員同士の交流による「情報公開」が、産直運動の前提でなければなりませんし、交流の促進が求められます。また、生協で働く労働者と生産者との交流も業務的に促進する必要があります。

3 . 食の安全を徹底する「生協改革」の推進を

～生協事業の改革と私たちのしごとの改善を～

(1) 商品開発・商品政策の深い論議の推進を

「無農薬」とか「無薬飼料肥育」などの過度に差別化した商品については、その表示の厳密さという点と、そうした商品開発に無理がないのかという検討が求められます。無農薬で野菜を栽培することは品目によっては可能であっても、多くの野菜は、広域に環境整備ができていないことが条件ですし、捕虫は手作業でなくてはできません。抗生物質・抗菌性物質の投与なしで鶏や豚を肥育するのは、外界と隔離的な施設をつくらなければむずかしいという実態にあります。実際に病害や病気が発生すれば、伝染・感染のおそれがあることから、農薬散布や投薬が必要という事態となります。いずれにしても、コストがかかることは明らかですし、生産者のみならず生協は絶えず過大なリスクを背負うこととなります。数量的な対応には限界があり、共同購入の企画などには入れられないこととなります。

育成段階では予防的措置として、農薬散布や抗生物質・抗菌性物質の投与を施し、出荷時の残留はゼロにするというのが、農畜産物の生産段階の一般的な実態です。であるならば、農薬散布や抗生物質・抗菌性物質の投与については一定の制限を設けて、その内容を情報公開するというような政策が求められるのではないのでしょうか。「よりよいものをより安く」という生協運動が求めるものは、過度な差別化ではなく、一歩でも二歩でも「よりよいもの」をということを指向すべきではないのでしょうか。そのことが消費者の社会的利益につながり、生産者の技術向上と食品産業と業界の商品改善につながります。生協の商品開発・商品政策、商品管理・商品検査体制のあり方についての深い論議がすすめられなければなりません。

また全国的に共通した場で、商品開発や商品政策・商品管理のあり方、商品検査体制のネットワーク化を検討する必要があります。

(2) 食肉の部位バランスを考慮した企画づくりを

生協で多く発生している偽装・不正表示問題は、鶏肉や豚肉など食肉を中心に発生しています。BSE問題から牛肉の消費が豚肉と鶏肉に移行したことから、産直やブランド品の品不足は明らかであったはずですし、商品企画上で部位別バランスが崩れることは以前から経験しているはずですが、生産地や加工業者が偽装したということは許されないことですが、そのことを予測できていないというのは、生協の業務水準と仕

事の内容について問題とされなければなりません。産直を生産者との協同ですすめようという立場であれば、部位別バランスの崩れを最小限にとどめる企画をつくる必要があります。それでも部位別バランスの崩れは発生することから、複数の産地と提携するとか、部位別取引が可能な提携とかの手だてをとるとか、産地でも複数の販売ルートを持つことが必要となります。共同購入の企画で予測を大きく上回る注文がきた場合、対応が困難になるため、欠品させることも辞さない、冷蔵でなく冷凍品での対応とかの検討も必要でしょう。これは、食肉だけでなく、他の生鮮品にも共通して言えることです。

（３）日常業務での表示義務の法律遵守の徹底を

食品の偽装・不正表示の問題は、産直や取引関係での問題だけでなく、日常的な生協労働者の仕事の内容と仕方に深くかかわっています。例えば、「〇〇産地」のキャベツを陳列していたが少なくなったため、「××産地」のキャベツを補充したという場合、ラベル表示なら問題ないのですが、ハダカ陳列ではフェイシングで区別しなければなりません。JAS法や食品衛生法などの法律にもとづいての表示が最低限の義務であり、そのことの徹底を、生協全体ですすめる必要があります。また、それぞれの商品の特性について、生協労働者が生協組合員に正確に説明できるように、業務の場面での情報公開の徹底や学習が求められます。

（４）労働組合のなかで多いに論議推進し見解づくりを

食品の偽装・不当表示という事態の発生にたいして、食品を供給し続けることを仕事としている私たちにとって、その改善に向けた運動をすすめることなしには、生協組合員の信頼を得られるものではありません。その産業と業界で働くなかまを組織する労働組合として、この事態を改善していくことは、社会的な責任として自覚しなければなりません。労働組合として、この見解や各地の生協労組の見解、各地の理事会の声明などを参考にし、「生協改革」の一環として多いに論議をすすめましょう。そして、なかまの声を土台として、生協理事会に業務改善や運動の推進を働きかけるとともに、労働組合自らが見解を表明することや運動をすすめましょう。

付属資料

1. 食品の偽装・不当表示問題の発生の事態経過

(1) 生協の産直・取引関係での事態

- ① 愛媛県の「アイコープ」が販売した国産牛「高千穂牛」に、他県産の牛肉が混入していたことが、2月15日に明らかになりました。取引業者である高松市の食品加工販売会社「カワイ」が偽装したものです。「カワイ」の詰め合わせ商品「こぼっく」が、とくしま生協でも販売されていたことが2月21日に判明しました。「カワイ」は、輸入牛肉を国産に偽装していたことも明るみにでました。
- ② 「コープネット事業連合（東京都・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬県内の6地域生協の事業連合組織）」が取引している、全国農業協同組合連合会（全農）の子会社の「全農チキンフーズ」と「鹿児島くみあいチキンフーズ」は、3月4日、中国産とタイ産のチキンスペアリブ計7トンを、昨年11月から12月に「鹿児島産」と偽って出荷・販売していたと発表しました。さらに、全農チキンフーズと鹿児島くみあいチキンフーズは、鹿児島産「完全無薬飼料飼育」をうたった商品に、抗生物質を使った鶏肉を混ぜていたこと、賞味期限も偽って表示していたことも明らかになりました。
- ③ 「グリーンコープ事業連合」は、3月6日、「蔵王フーズ」が与えた飼料やラベルを偽って鶏肉を販売していたことを、福岡県や公正取引委員会九州事務所に通報しました。蔵王フーズは、(1)未指定工場で委託加工し指定工場のシールを貼っていた、(2)加工年月日や賞味期限を偽ってラベルを表示、(3)指定した遺伝子組み換えでない飼料を使わず一般飼料を使った鶏肉を混ぜていたことがわかりました。
- ④ 「東都生協」が、3月4日、豚肉の産直をやっている「茨城玉川農協」に調査を求めたところ、2月20日～3月4日に出荷された豚肉のうち、約45%が契約（パークランド（LWB※注）豚肉）とは異なる国産豚肉が納品されていることが判明しました。農協から茨城県への報告では、一部外国産も入っていたとのこと。混入は、10数年前から行われていたと言われていました。
※ 注=LWBとは、LWB三元交配豚といい、ランドレース・大ヨークシャー・パークシャーという豚の三品種を交配した豚をいいます。
- ⑤ 3月8日、「千葉県漁連・銚子冷凍冷蔵工場」が、昨年12月から今年2月にかけて、「青森県十三湖産」として「コープネット事業連合」に出荷したシジミ約13トンに、「同県小川原湖産」の約6トンを混入していたことが判明しました。
- ⑥ 「生協しまね」は、鳥取県のJAとうはく100%出資の食肉販売会社「東伯振興」が、産地の違う国産肉を混ぜた豚肉や牛肉を「東伯町産」と偽って販売していたことがわかり、3月12日に取引を中止しました。
- ⑦ 3月12日、「生協ちばコープ」・「東葛市民生協」・「東都生協」と産直豚肉の契約をしていた千葉県の「匠瑳（そうさ）農産物供給センター」が、生協が定める「産直基準」を満たさない茨城県産の豚肉などを混入させていたことが判明しました。
- ⑧ 「ユーコープ事業連合（神奈川・山梨・静岡県内の6地域生協の事業連合組織）」は、3月12日、昨年5～6月に「全農ミート」に依頼し製造した鶏肉加工品が、無薬飼料飼育以外の肉が約6割使われていたと発表しました。
- ⑨ 3月14日、「コープ九州事業連合（福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄の8地域生協の事業連合組織）」と「エフコープ」は、取り引きしている佐賀県の「ヨコオフーズ」の鶏肉加工品に不当表示があることを発表しました。この鶏肉加工品は、コープ九州事業連合に加盟する生協だけでなく、「生協ひろしま」・「京都生協」・「名勤生協」など全国の生協にも納入されています。3月20日に発

表された佐賀県の調査によると、98年2月～今年2月まで、自社ブランドの「みつせ鶏」と表示した冷凍加工品74商品に、県産ブロイラーや宮崎産の赤鶏を、「国産若鶏加工品」に中国やタイ産のブロイラーを混ぜたことが明らかになりました。また、一部商品の賞味期限書き換えも判明しました。

- ⑩ 岡山市の食品材料卸会社「ヒラタ」は3月16日、業務用レトルトカレーの賞味期限の書き換え、牛肉は米国産を広島県産に、タマネギ・ニンジンなどの野菜は中国産を国内産と偽装し出荷していたと発表しました。偽装した商品は、岡山県の中卸業者「大町」を通じて、岡山・広島・福岡など中国・九州の7県の生協などに出荷されていました。
- ⑪ 大分県「JA中津下毛」が、「黒豚」表示が禁止されているF1種（黒豚と白豚の交雑種）の豚肉を、「黒豚」などと偽装表示し出荷していたことが、3月22日に、仕入先である「コープやまぐち」の調査で判明しました。
- ⑫ 3月29日、福島県産農産物のなかでも屈指の知名度を誇る「伊達鶏」の偽装が発覚しました。「コープあいづ」では偽装鶏肉が、からあげ用に使われていたことが判明しました。

（2）報道された主な食品偽装・不当表示の事態

- ① 1月23日 「雪印食品」がBSE対策の買い上げ申請の牛肉に輸入牛を混入。さらに、他県産の肉を熊本産の牛肉に偽装することや、国産牛を輸入牛に偽装する、加工年月日シールを貼り替えるなどの不正が日常的に行われていることも発覚しました。
- ② 2月19日 宮崎県えびの市の青果卸売卸売業者が、中国産ゴボウをえびの産と偽装。
- ③ 2月21日 福岡県大和町のスーパーが米国産牛肉を国産と偽装。
- ④ 2月22日 熊本県松橋町の精肉販売会社が豪州・米国産牛を国産と偽装。
- ⑤ 2月23日 「雪印乳業」別海工場の業務用冷凍バターの品質保持期限書き換え。
- ⑥ 2月27日 食肉卸大手「スターゼン」が、牛肉・豚肉・鶏肉を偽装。
- ⑦ 3月8日 愛知県の食肉加工業者「三河畜産工業」が、鹿児島産豚肉に岐阜産を混入。
- ⑧ 3月29日 農水省は、BSE対策で買い取り申請された牛肉のロット検査によって、買い上げ対象にならない肉2.3トンが新たに見つかったと正式に発表しました。これらの対象外の肉を申請した業者は計8社で、その中に「日本ハム」も含まれていました。

2. これらの事態に対する生協と生協労働組合の対応

（1）日本生協連の専務理事名の声明

日本生協連は、生協の産直や取引関係で食品偽装・不当表示問題が連続して発生する事態を受け、3月28日に、伊藤敏雄専務理事名による「一連の食品虚偽表示等問題について」という表題の以下の声明を出しました（全文掲載します）。

雪印食品の不正事件に続いて、食品における虚偽表示が次々と発覚しています。その内、少なからぬ事案が生協の産直事業に関連しており、極めて遺憾な事態となっています。

「安心・安全」を追求する事業の中心をなしてきた産直において、一部とはいえこのような事態に至っただけに、直接的原因や責任が生産者組織や中間業者にあるとはいえ、消費者・組合員の信頼を裏切り、失望感を与えたことについて、生協として深くお詫びしなければなりません。

産直活動の中で生み出され、産地や肥飼育方法を特定した商品は、その内容と由

来が確かめられており、消費者の支持を広げてきました。また産直事業は、トレーサビリティが未整備な食品の生産流通構造に対する、生協としてのシステム提案という社会的な意義をもってきました。生産者との粘り強い取り組みの中で到達した今日の水準は、社会的に先進的役割を果たしてきたと考えています。

にもかかわらずその産直事業に、いくつもの生協の重大な管理不備が露呈したことに、販売者としての責任を痛感するものです。

再発防止を急ぐことはもちろんですが、生協としてはより基本的に、今回の不正事件に内包される、産直事業自体の様々な問題点を厳正に見極め、現状改革の方向を早急に固めなくてはならないと考えます。なにより、産直事業と商品に関する、各種情報が科学的検証に耐えられるものであったのか、生産から加工、流通、消費に至る事業システムが実態に適合していたのか、状況を把握し、改革の計画を整備することが緊急の課題です。

この現状評価をリアルに行い、「なにができて、なにができないか」の認識を組合員と共有し、一見デメリットと考えられるものを含めて、関連情報をこれまでも増して開示していくことが、現状改革にとって必須です。

その際、商品情報の科学性を再検証する必要もあります。特に、商品名や情報等が優良誤認を与えていないか点検することは、生協の基本的価値である誠実さにもかかわる問題です。合法性はもちろん道義的にも社会的に通用するものとしてチェックし、その結果にもとづいて情報提供の修正を行うことも必要になります。

もとより、一連の問題の直接的原因を作った生産者組織や中間業者の背信行為については憤りを禁じ得ません。錯誤や過失によるわけではなく、明らかに意図的・組織的な詐欺行為が次々に露見しており、こうした行為が常態化していると言っても過言でない状況にあります。一連の問題からは、業界の体質をも危惧せざるを得ません。関連する諸組織が事態の「本質」を究明し、消費者＝国民に説明して、その改革方向を明らかにすることを求めるものです。

またこうした実情を放置している行政の責任があらためて問われています。BSEに関して国が「牛肉在庫緊急保管対策事業」の運用実態調査を行った結果、他にも不正の事実があることが判明しています。にもかかわらず、その企業名の公表を拒み、ここでも業界擁護の姿勢があらわになっています。業界体質の問題も、こうした行政のあり方が助長していると言わざるを得ません。関連する業界の体質転換と、行政の積極的な役割発揮をあらためて強く求めるものです。

また、法制度等の改革の必要性はますます高まっています。現在表示諸制度や食品の製造・流通に関するトレーサビリティシステムなどの改革検討がすすめられています。大切なことは、その改革は第一義的に消費者＝国民にとっての利益を確保するためのものであって、業界の利益を守ることを優先してはなりません。この改革は、本来の意味でのリスクコミュニケーションの下で急速にすすめなければなりません。日本生協連は、既に取り組んでいる食品衛生法改正等、食品の安全確保に関する社会制度改革に対する取り組みを一層強めていきます。

最後に、生協自身の事業遂行上改革すべき課題について、実態の調査と検討を進め、必要な対策措置を速やかに執っていきます。また、その経過を広く情報開示し、内部でのリスクコミュニケーションを強めます。日本生協連としては、生協の事業のあり方について会員との協議の場を設置し、改善方向の検討を急ぎます。

これらを早急に進めることによって、組合員と社会一般からの期待により高い水準で応えられるよう努めるものです。

(2) 各生協理事会の対応

産直や取引関係で商品の偽装・不当表示が明らかになった生協では、生協組合員にたいし、理事会名で、お詫びした上で、事態の説明と原因究明、緊急対応と改善方向を示しています。

各地の生協の声明や対策について詳しく触れることができませんが、共通した緊急対応・対策では、各地の生協で以下のような取り組みをすすめています。

- ① 生協組合員にたいし、理事会として責任をもって謝罪し、事態と対応について説明をすすめています。さいたまコープでは、3月17日に新聞の一面を使って「組合員・消費者県民のみなさまに心からお詫びします」を出し、その中で、生協組合員から寄せられた声を数多く掲載しています。
- ② 偽装・不当表示が明らかになった商品の取引の停止・企画の中止。
- ③ 商品の偽装・不当表示が判明し供給されていた期間に、その商品を購入した生協組合員にたいし、お詫びと返金をしています。
- ④ その商品を再開する場合でも、偽装・不当表示がないことを確認するために生協職員を加工施設に常駐させるなどの手だてをとりはじめています。
- ⑤ 他の商品の偽装・不当表示がないか、商品の総点検をすすめています。これは、該当の生協のみならず全国の生協でも行われはじめています。
- ⑥ 生協の業務上の不十分さに起因していないかの総チェックとして、商品部の仕事のあり方や、商品チェック・商品検査体制の問題点などを明らかにし、改善をすすめようとしています。

(3) 各生協労働組合の対応

これらの事態が進行するなかで、各地の生協労働組合では、執行委員会で話し合いをすすめ、見解など文書を出しています。以下、いくつかの生協労組で出した声明や見解の一部を紹介します。

- ① さいたまコープ労働組合は、四役名で見解を出しています。見解では、「食の安全確立という社会的責任を私たちが担っています」という立場を表明し、「チェック体制の甘さを克服し、取引先との緊張関係の構築、不正を見抜くプロの人材育成、組合員への情報開示と説明責任、内部告発の保護、公的検査機関との連携」などの課題を明らかにしています。
- ② 東都生協労組は、執行委員会で第一次見解を出しました。見解では、「産地・メーカーとの間に、どのようなチェック体制を作ってきたのか、10数年もこの事態を許してきた責任など、今回の事件に関する厳しい総括が理事会に求められています」とし、具体的な対策を求めています。そして、「今回の事件の被害者は、生協組合員・労働者・生産者なのです」と結んでいます。
- ③ 東都生協定時労組は、茨城玉川農協と匝瑳農産物供給センターに抗議文を出しています。抗議文のなかでは、これまで築き上げてきた信頼関係を損ねる事態に「残念でならない」とし、この事態が東都生協で働く短時間労働者の雇用と生活に及ぼす影響を懸念しています。そして「誠実な姿を見せていただく」とことと、それぞれで「働く方々の雇用を大切にしてください」と表明しています。
- ④ いばらきコープ労組は理事会にたいし、「『偽装表示問題』への対応に関する申し入れ」を出しました。申し入れでは、判明してからの理事会の対応への不十分さを指摘し、改善を要請しています。そのなかで、「生協側からの『欠品を発生させるな』という要請が結果的に産地(メーカー)に強い圧力になってしまった」ことや、「生協商品の生産・加工過程でのチェック体制のもろさが露呈」したことを指摘しています。そして「組合員の信頼回復」という視点から、「コープネットに全てお任せ」ではなく、「単協独自の調査機能」と「検査体制」確保の必要性を明らかにしています。また、いばらきコープ労組は石岡地区農協労組に、「『偽装表示問題』

- への対応に奮闘されている皆さんへの激励と連帯のメッセージ」を出しています。
- ⑤ かながわ生協労組は、「安心・安全を求める生協組合員の声にこたえる生協の改革を」という声明を出しました。声明では、生協にたいして「業界と食品行政のあり方を消費者の視点で改めさせる取り組みの強化」と、「安全確保と生産者と消費者の長期的信頼関係確保の問題」として「産地指定特別仕様商品の定義・仕様や管理のしかたの再検討」を求めています。さらに、「緊急事態における職員と組合員への情報提供のあり方」に言及し、「安心安全誠実な商品提供は、安心安全な職場づくり」を求めています。
 - ⑥ 名勤生協労組では、「全員の奮闘が信頼を回復する最大の力です」という執行委員会の表明を出しました。表明では、「誠実で徹底した情報開示」、「事実経過の調査と再発防止策の徹底」を求め、最も根本的な解決策として「政・官・業の癒着」の転換をあげています。そして、「『誠実と信頼』を基礎とした『協同』の関係をもう一度強め、あらためて社会的に『食の安全』を確立していく役割を担うことが大事」と表明しています。
 - ⑦ エフコープ生協労組では、理事会にたいし、「不正表示問題の申し入れ」を出しました。申し入れは、「問題の全容が開示されることが必要不可欠」とし、「問題の経過と偽装方法を含め明らかになった事実」と、「ヨコオ商品にたいする安全・表示確認の方法とその問題点」、「その他の商品の安全性・表示確認方法」、「今後の考え方」の提示と速やかな協議を求めています。
 - ⑧ 生協労組ちばでは、労組役員が匝瑳農産物供給センターに出向いて、労組役員と懇談しました。匝瑳センターの労組は、経営側に原因究明と責任問題について申し入れています。作業量も減少しパートの半分は自宅待機ととなっていることが知らされました。生協労組ちばでは、生産者保護・労働者間の連帯という視点で、これらの取り組みを推進したいと考えています。

（４）全農協労連と全農労の声明

全農協労連は、3月5日に中央執行委員長名で「全農チキンフーズ（株）による鶏肉偽装表示に関する声明」を出しました。そして3月7日には、全農労が委員長名で「全農チキンフーズ（株）による鶏肉偽装事件について」という声明を出しています。

全農協労連の声明は、「協同組合として、生産者と消費者を結ぶ『安全・安心・信頼』という真価を発揮することが期待されているときだけに、今回の事件については、言葉で言い尽くせないほどの怒り」を禁じ得ないこと。「リストラや経営の効率化・競争力向上の名のもとに、農家組合員や消費者の利益、さらには『安全・安心』を後景に」押しやっていたかという危惧を表明し、「事態の原因の徹底究明と事実経過の公表」、「責任の明確化」、「再発防止対策」を求めています。

また全農労の声明は、消費者と生産者・農協労働者・関連会社労働者への「裏切りであり断じて許されるものではない」と表明し、全農会にたいし「事件の経過・事実関係、今後の対策」、「事件の真相究明」と「再発防止」に全力で取り組むことを要求しています。

3．法律的な規制と問題点

（１）食品の表示に関する法律的規制

食品の表示に関する法律は、以下のように、①「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、②「食品衛生法」、③「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、④「不正競争防止法」があります。さらに今回の事態との関連がないため、解説しませんが、「計量法（経済産業省の所轄）」、「栄養改善法（厚生労働省の所轄）」があります。今回のような事態に及んでも、法律上の所轄

がバラバラな上、それぞれの法律の監督事項・罰則規定が不十分であり、政府・行政として統一した対応ができていないという実態が浮かび上がっています。

	J A S 法	食品衛生法	景品表示法	不正競争防止法
所轄	農林水産省	厚生労働省	公正取引委員会	経済産業省
目的	消費者の適切な商品選択	衛生上の危害の防止	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	不正な競争の防止
対象	すべての飲食料品	公衆衛生の見地から表示が必要な食品と食品添加物	事業者が一般消費者に提供する商品	商品・サービスとその広告。取引に使う書類や通信
主な表示項目	生鮮食品は名称と原産地。加工食品は原材料、消費期限または賞味期限なども必要	名称、添加物、消費期限または賞味期限（品質保持期間）、保存方法、製造業者名など。（品目ごとに異なる）	商品の品質、価格について著しく優良、有利と消費者に誤認させる表示を禁止	商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量などを誤認させるような虚偽表示を禁止
主な罰則	改善の指示に従わない場合は業者名を公表。さらに改善命令にも従わなければ、50万円以下の罰金	営業許可の取り消し、営業の禁止または停止。6カ月以下の懲役または3万円以下の罰金	排除命令を行い業者名を公表。確定後もまだ従わない場合は2年以下の懲役または300万円以下の罰金	3年以下の懲役または300万円以下の罰金

(2) 原産地表示 (J A S 法)

	国産品	輸入品
農産物	都道府県名を記載（市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる）。	原産国名を記載（一般に知られている地名を原産地として記載することができる）。
畜産物	国産である旨を記載（主たる飼養地が属する都道府県名、市町村その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる）。	原産国名を記載。
水産物	水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう）を記載。水域名の記載が困難な場合は水揚港名又は水揚港が属する都道府県名を記載することができる。（水域名に水揚港名又は水揚港が属する都道府県名を併記することができる。）	原産国名を記載（水域名を併記することができる）。

生鮮食品の原産地表示は、以上のような基準となっており、畜産物については都道府県名の記載が義務づけられていません。複数の原産地のものを混合した場合は重量の割合の多いものから順に記載することとなっています。また、加工した場合（塩蔵・塩干・タレ付・合挽肉・刺身の盛り合わせ等）は加工食品となり、原産地表示は不要となっています。

(3) 食品の添加物表示

添加物表示は食品衛生法で義務づけられていますが、主に加工食品が対象であり、生鮮食品には表示義務がありません。また、加工食品であっても、加工段階で使用した添加物表示の義務であり、加工原料に使用した添加物についての表示義務はありません。特定の肥育をした食肉を原料とした食品の表示は、食品衛生法やJAS法等での義務表示ではありません。

(4) 特定の肥育表示について

食肉の飼育・肥育過程に関係する法律は、「薬事法（厚生労働省の所轄）」と「飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 農林水産省所轄）」という2つの法律に規定されます。「薬事法」は、動物用医薬品に関して「専ら動物のために使用されることが目的の医薬品であり、使用できる対象動物、使用の時期など、使用者が遵守すべき規準」を定めています。一方、「飼料安全法」は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、そのことで公共の安全の確保及び畜産物などの生産の安定に寄与することを目的」としています。「飼料安全法」では、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進という用途」があり、「合成抗菌剤」、「抗生物質」、「坑コクシジウム剤」、「坑原虫剤」など29品目が許可されています。

今回の事態のなかでは、これら抗生物質、合成抗菌剤等の抗菌性物質を添加していない飼料を用いて、鶏を飼育したものを『無薬飼料肥育』と表示・販売していました。

「無薬飼料肥育」という表示は、生協が特定の産地との関係で行った任意表示であり、法律上も社会的にも「無薬・・・」という定義はなされていません。

(5) 食品の消費期限と賞味期限（品質保持期間）

食品衛生法とJAS法双方で、食品の消費期限と賞味期限（品質保持期間）が義務づけられています。

「消費期限」とは、「定められた方法により保存した場合に、微生物などにより腐敗・変敗その他食品の劣化に伴う食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日」のことです。例えば、弁当、惣菜、調理パン、生菓子、食肉、生麺など、基本的に品質の劣化が早く、それぞれの食品製造日を含めておおよそ5日以内に消費すべき食品につけられます。つまり、期限の切れたものを食すると、食中毒などの危害の発生があるものです。

一方「賞味期限」とは、「定められた方法により保存した場合において食品の全ての品質が十分保たれていると認められる期限を示す年月日」のことです。例えば、清涼飲料水、冷凍食品、カップ麺、スナック菓子等、上記の消費期限表示の食品に比べ、品質が比較的劣化し難い食品につけられます。つまり、期限の切れたものを食すと、その食品本来の風味は衰えますが、食中毒など危害の発生はほとんどないものです。

今回の事態では、冷凍食肉に当初設定されていた賞味期限を書き換えることが発生しています。これは、食品衛生法の基本的考え方から逸脱したものであり、消費者などへの社会的責任も重大と考えられます。

(6) 法律と監督行政の一本化・食品安全庁設立を求める動き

BSE問題の行政責任や組織のあり方を話し合う農水・厚労両相の諮問機関である

「BSE調査検討委員会」は、4月2日に最終報告を出しました。最終報告は、①肉骨粉禁止を行政指導にすませた点を「重大な失政」と認定し、②BSE発生の可能性を警告したEU（欧州連合）の危険度評価を日本が中断要請したことを「政策判断の間違い」と指摘しました。このように政府と行政の責任が極めて重いこと、政府自民党と行政・業界の癒着・腐敗構造がこのような事態を引き起こしたことが明らかにされました。

いま全国の生協では、生協組合員・消費者の要求にもとづく運動として、食品衛生法の改正運動をすすめており、この運動は食の安全を確保する法律制定と監督行政の一本化を求める運動として発展してきました。「BSE調査検討委員会」では、独立した行政機関として「食品安全庁」を内閣府に設立すること、食の安全と消費者保護をかかげる「食品安全基本法」の制定も求めています。またこれらの動きに対応するために政府では、「監視体制と罰則の強化」をはかるため、J A S法の改正案を今国会にも提出しようとしています。